

美浜／高浜／大飯発電所

放射性廃棄物の廃棄について
(輸入廃棄物)

2020年3月16日

関西電力株式会社

1. はじめに

本資料は、規則類の改正に伴い 2020 年 2 月 27 日に変更認可申請を行った美浜、高浜及び大飯発電所の保安規定における「放射性廃棄物管理（輸入廃棄物の管理）」について説明するものである。

なお、保安規定記載については、大飯発電所をベースとしているが、美浜及び高浜発電所においても同様である。

2. 規則類の改正

(1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

(保安規定)

第九十二条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

十四 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

3 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

十三 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

(2) 保安規定の審査基準

① 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準

(実用炉規則第 9 2 条第 1 項第 1 4 号 放射性廃棄物の廃棄)

2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。

② 廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準

(2. (1 3) 放射性廃棄物の廃棄 実用炉規則第 9 2 条第 3 項第 1 3 号)

6) 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。

3. 保安規定記載

輸入廃棄物の事業所外への廃棄に係る活動については、第 6 章放射性廃棄物管理の第 1 0 5 条の 5（輸入廃棄物の管理）及び第 6 章放射性廃棄物管理の第 1 7 2 条の 2（輸入廃棄物の管理）に新たに定める。

第6章 放射性廃棄物管理

(輸入廃棄物の管理)

第105条の5 原子燃料部門統括は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確実にする。

2. 原子燃料部門統括は、輸入廃棄物が法令で定める基準に適合することを確認するため、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う組織とは別の組織の者が検査実施責任者および検査員として実施する検査を統括する。

補足：美浜発電所の保安規定第100条の5及び高浜発電所の保安規定第100条の5において同様に記載

第6章 放射性廃棄物管理

(輸入廃棄物の管理)

第172条の2 原子燃料部門統括は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確実にする。

2. 原子燃料部門統括は、輸入廃棄物が法令で定める基準に適合することを確認するため、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う組織とは別の組織の者が検査実施責任者および検査員として実施する検査を統括する。

補足：美浜発電所の保安規定第167条の2において同様に記載

保安規定において、「原子燃料部門統括は、原子燃料サイクル（原子燃料サイクル室長所管業務を除く。）およびその品質保証活動に関する業務を統括する。」と保安に関する職務を定めている。

今回新たに定めた「放射性廃棄物管理（輸入廃棄物の管理）」については、原子燃料サイクルにおける輸入廃棄物の廃棄物管理設備への廃棄に関する職務について明示しており、規則類の放射性廃棄物の廃棄に関する改正を踏まえた内容としている。

また、保安規定の遵守のために必要となる活動については、2次文書「原子燃料サイクル通達」等の社内標準に定める。

以上